

平成28年6月7日
日本学術会議事務局
管理課用度・管理係

調 達 公 告

件 名	高濃度PCB外付け型安定器の分解作業等
ボックス番号	①
数 量	一式
作 業 内 容	別紙仕様書の通り
履 行 期 限	平成28年8月31日(水)
見 積 提 出 期 限	平成28年6月14日(火)12:00まで (郵送の場合は6月13日(月)18:00まで)
見積書提出先及び 仕様書交付先	〒106-8555 東京都港区六本木7-22-34 内閣府日本学術会議事務局管理課用度・ 管理係 Tel03-3403-1930
担 当 者 名	用度・管理係 参宮、小島
競争に参加する者 に必要な資格及び 注意事項	①別添の「オープンカウンター方式について」を参照 ②参加者は、見積り書の提出をもって 「暴力団排除に関する誓約事項」(別記)に誓約したものとする

仕様書

1. 件名：高濃度PCB外付け型安定器の分解作業等
2. 作業場所：東京都港区六本木7-22-34 日本学術会議庁舎
3. 履行期限：平成28年8月31日
4. 業務概要
 - (1) PCB機器保管場所 日本学術会議庁舎地下1階倉庫
 - (2) 機器数量 高濃度蛍光灯安定器(外付け型) 118個
 - (3) 作業内容
 - ・外付け型安定器118個の分解作業を行い、コンデンサ部分を取外すこと。
 - ・安定器から取外した外部部材について、PCB濃度分析を行い、分析報告書を提出すること。
 - ・外部部材は処理場専用容器を用意し収納すること。
 - ・高濃度PCB機器（安定器・コンデンサ）を指定容器（ドラム缶・ペール缶）に収納すること。（当局既存のドラム缶に収納）
 - ・重量測定、写真撮影等、荷姿登録に必要となる作業を行うこと。
5. 業務履行条件

本業務の履行条件として、以下のいずれかの要件を全て満たすこと。

 - ・JESCO（中間貯蔵・環境安全事業㈱）の東京処理事業所又は、北海道PCB処理事業所で入門許可を取得した収集運搬業者
 - ・廃棄物処理法上の「産業廃棄物適正処理推進センター」指定取得法人（(公財) 産業廃棄物処理事業振興財団）
 - ・産業廃棄物処分業者（収集運搬でも可）
6. 業務配置条件

本業務の作業条件は、以下の条件を全て満たすこと。

 - ・作業実施者に特別管理産業廃棄物管理責任者の有資格者が1名以上いること。
 - ・本業務と同様の作業経験を有していること。

以上のことは、契約後速やかに証明書類等を監督職員に提出すること。

7. その他一般事項

- (1) 受注者は、業務の全部若しくはその主たる部分の業務を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。
- (2) 業務の実施に必要な消耗品及び計測器具等は、受注者の負担とする。
- (3) 業務従事者の労務災害及び労務管理に関する事項は、全て受注者に帰属するものとする。
- (4) 業務実施に伴う発生材は、関係法令に従い適切に処理すること。
- (5) 作業を行うに当たり、事前に実施日・行程等について担当者の了承を得るものとする。
- (6) 本仕様書に記載なき事項で疑義を生じたときは、発注者と協議してこれを定める。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について入札書又は見積書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職の求めに応じて当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報等を警察に提供することについて同意します。

記

1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

- 2 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。
- 3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
- 4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。